

日本医師会 医療機関等の消費税問題に関する検討会 概要

- ・ 検討会名 医療機関等の消費税問題に関する検討会
- ・ 設置期間 平成27年3月10日～平成27年12月末日
- ・ 設置目的 平成27年度税制改正大綱に書かれた、「見える化」についての取組みを、財務省、厚労省、及び三師会・四病協間にて行う。

(参考) 『平成27年度税制改正大綱』(自民党・公明党) より抜粋
(検討事項)

医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、個々の診療報酬項目に含まれる仕入れ税額相当額分を「見える化」することなどにより実態の正確な把握を行う。税制上の措置については、こうした取組みを行いつつ、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。

- ・ 委員 (別紙のとおり)

日本医師会 医療機関等の消費税問題に関する検討会 委員名簿

井上 裕之	財務省主税局審議官
坂本 基	財務省主税局税制第二課長
武田 俊彦	厚生労働省政策統括官（社会保障担当）
谷内 繁	厚生労働省審議官（医療保険担当）
吉田 学	厚生労働省審議官（医療介護連携担当）
三浦 明	厚生労働省保険局 保険医療企画調査室長
中村 博治	厚生労働省医政局 総務課長
瀬古口 精良	日本歯科医師会 常務理事
森 昌平	日本薬剤師会 副会長
田尻 泰典	日本薬剤師会 常務理事
梶原 優	日本病院会 副会長
西澤 寛俊	全日本病院協会 会長
伊藤 伸一	日本医療法人協会 会長代行
長瀬 輝誼	日本精神科病院協会 副会長

・担当副会長 今村聡 副会長

・担当常任理事 今村定臣 常任理事

I. 医科診療所： 個々の診療報酬項目に係る原価構成の調査報告書

担当 日本医師会

1. 調査時期 平成27年7月8日～7月31日
2. 調査対象 一般診療所(医療法人立、無床診療所)
・協力を得た会計事務所(7事務所)が関与先の中から選定し、
事前に調査協力の承諾を得た診療所。
3. 回答件数 22施設
4. 有効回答 22施設(100.0%)
・診療報酬項目ごとの回答数は別紙参照
・診療科目別内訳(最も患者数の多い診療科目)
- | | |
|------------|------|
| 内科 | 18施設 |
| 整形外科 | 3施設 |
| リハビリテーション科 | 1施設 |

5. 調査対象とする点数項目

- ①課税費用との結びつきが強いと思われる点数項目
②人件費との結びつきが強いと思われる点数項目

6. 結果

- 費用(原価)に対する課税費用の平均値は、①課税費用との結びつきが強いと思われる項目で 40～78%、②人件費との結びつきが強いと思われる項目で 12%～16%であった。
- 売上げに対する課税費用の平均値は、①課税費用との結びつきが強いと思われる項目で 26%～99%、②人件費との結びつきが強いと思われる項目で 8%～64%であった。
- 8項目いずれにおいても相当なバラツキが見られた。
- また、①課税費用との結びつきが強いと思われる項目と、②人件費との結びつきが強いと思われる項目での逆転現象も起きた。
- 例. 『①課税費用との結びつきが強いと思われる項目』に属する「酸素ボンベ加算1 携帯用酸素ボンベ」の最大値、最小値、中央値、平均値に対し、『②人件費との結びつきが強いと思われる項目』に属する「再診料 注 12 地域包括診療加算」の各値が全て上回るという逆転現象が起きた。
- 以上より、診療報酬項目個々に原価を求め、消費税相当額を「見える化」することは、極めて困難と考える。

別紙 診療報酬項目別の課税費用割合(最大値、最小値、中央値、平均値)

Ⅱ. 医科病院： 個々の診療報酬項目に係る原価構成の調査報告書

担当 四病院団体協議会

1. 調査時期 平成27年7月28日～8月31日
2. 調査対象 四病協会員病院および協力病院 89施設
 - ・一般に大規模で、管理体制が比較的整備されているであろう組織を任意に抽出した。
 - ・また、回答率を高めるため病院団体の役員が所属する施設という点も考慮した。
3. 回答件数 45施設
4. 有効回答 34施設(38.2%)
 - ・病床規模別内訳

200床未満	4施設(11.8%)
200以上500床未満	21施設(61.8%)
500床以上	9施設(26.5%)
 - ・開設者別内訳

医療法人	19施設(55.9%)
公益法人・社会福祉法人等	7施設(20.6%)
日赤・済生会等公的医療機関	7施設(20.6%)
社会保険関係団体	1施設(2.9%)
5. 調査対象とする点数項目
 - ①課税費用との結びつきが強いと思われる点数項目
 - ②人件費との結びつきが強いと思われる点数項目
6. 結果
 - 費用(原価)に対する課税費用の割合について、平均値で見ると、①課税費用との結びつきが強いと思われる点数項目(仕入材料等外部購入価値がメインの診療報酬点数項目)では、30～70%台、②人件費との結びつきが強いと思われる点数項目(人手など内部付加価値のウエイトが高い項目)では、その割合が10～20%台という傾向が出た。
 - 各項目とも、調査結果に大きなバラツキが認められるが、包括的に言えば、特定期間における実績費用総額を、当該期間の偶々の操業度や偶々の売上高に基づいて各点数項目に配賦したために、回避できなかったものであるといえる。
 - 具体的には、下記に示すような事情によりバラツキが起こったと考えられる。
 - ① 購入価格の違い … 例えば E202(MRI 撮影)の場合、MRI の購入価格は同一機種によつてすら数百万円～数千万円の違いが出る場合が現状であり、人員配置、撮影回数など他の条件が同じであっても、原価および課税費用水準が大きく異なってくる。
 - ② 稼働率の差異 … 同じ設備、同じ人員配置でも稼働率あるいは設備操業度の違いによつて、配賦基準に大きな差異が生じ、結果として間接費の配賦結果が大きく異なってくる。
 - ③ 内外製比率の違い … 例えば D007(血液化学検査)の場合、検査を外注しているか、院内で行っているか、あるいはその折衷かで原価並びに課税費用の割合が異なってくる。
 - ④ 償却経過期間の違い … 各病院によって、固定資産の経過年数が異なっていることに加え、償却方法(定率法・定額法)にも違いがあるため、原価の差異への影響は小さくない。

別紙 診療報酬項目別の課税費用割合(最大値、最小値、中央値、平均値)

平成27年10月15日

Ⅲ. 歯科診療所： 個々の診療報酬項目に係る原価構成の調査報告書

担当 日本歯科医師会

1. 調査時期 平成27年7月27日～9月4日
2. 調査対象 会員歯科医療機関 9施設
・説明が容易にできる立場の歯科医療機関を選んだ。
3. 回答件数 9施設
4. 有効回答 8施設(88.8%)
5. 調査対象とする点数項目
 - ①課税費用との結びつきが強いと思われる点数項目
 - ②人件費との結びつきが強いと思われる点数項目
6. 結果
 - 費用(原価)に対する課税費用の平均値は、①課税費用との結びつきが強いと思われる項目で 42～88%、②人件費との結びつきが強いと思われる項目で 38%～50%であった。
 - 売上げとなる保険点数に対する課税費用平均値は、①課税費用との結びつきが強いと思われる項目で 42%～55%、②人件費との結びつきが強いと思われる項目で 30%～143%であった。
 - 回答の数字には大きなバラツキがあり、診療報酬項目個々に原価を求めることは極めて困難と考える。
 - (今回の提出資料にデータは記載していないが、)費用に含まれる消費税割合は、2.98%から 6.80%の間であり、マクロで試算された控除対象外消費税割合 2.91%に比べ大きな割合であった。
 - (今回の提出資料にデータは記載していないが、)売上げとなる保険点数に対する費用の割合は各点数項目で 58%から 205%の間であった。

別紙 診療報酬項目別の課税費用割合(最大値、最小値、中央値、平均値)

IV. 保険薬局：個々の診療報酬項目に係る原価構成の調査報告書

担当 日本薬剤師会

1. 調査時期 平成27年7月21日～8月3日
2. 調査対象 処方せん応需規模の異なる保険薬局
3. 回答件数 10施設
4. 有効回答 10施設(100.0%)
5. 調査対象とする点数項目
 - ①課税費用との結びつきが強いと思われる点数項目
 - ②人件費との結びつきが強いと思われる点数項目

6. 結果

- 調剤報酬各項目の売上に含まれる課税費用の割合は、最小1.7%から最大98.1%となり、相当なバラツキがあることが認められた。
 - ・ 嚥下困難者用製剤加算 16.2%～98.1%(算定実績のない2施設を除く)
 - ・ 特定薬剤管理指導加算 1.7%～51.5%
- 施設単位で見た場合、①課税費用との結びつきが強いと思われる点数項目である「嚥下困難者用製剤加算」は、②人件費との結びつきが強いと思われる点数項目の「特定薬剤管理指導加算」より、相対的に課税費用割合が高かったが、全施設をとおして見ると、一部逆転している部分もあった。
- また、処方せん取扱枚数、設備投資額、点数項目の算定回数などの違いによってバラツキが生じるほか、当該点数について算定実績のない施設も存在する。
- 薬局調査の課税費用については、調剤報酬各項目に含まれる直接的な経費のみ(分包機もしくは電子薬歴の購入、消耗品、保守に係る費用の合計)を用いたが、賦課基準や間接経費の捉え方によってもバラツキが生じる可能性があることを踏まえても、調剤報酬項目別に「見える化」することは、非常に困難であると推測される。

別紙 診療報酬項目別の課税費用割合(最大値、最小値、中央値、平均値)